

一般社団法人岐阜県建設業協会定款

第1章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人岐阜県建設業協会という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岐阜市藪田東1丁目2番2号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、岐阜県内における建設業者が組織する団体(以下「建設業団体」という。)を連絡調整するとともに、建設業に関する調査研究指導等建設工事の適正な施工を確保し、もって建設業界の健全な発展を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 建設業に対する理解の増進と建設業の道義昂揚に関する施策
- (2) 建設業に関する技術並びに経営の進歩改善のための調査研究及び指導
- (3) 建設業における雇用条件の改善と人材の確保育成
- (4) 建設業における安全確保対策
- (5) 建設業に関係ある各官公庁又は団体との連絡交渉
- (6) 建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布
- (7) 建設業に関する法制及び施策の調査研究並びに建議
- (8) 水防対策その他防災活動に対する体制の確立、調査研究訓練及び指導
- (9) 建設業に係る共同施設の設置及び運営
- (10) 建設業に係る資材・機械及び図書等の共同購入
- (11) 建設業の経営に必要な事業資金の貸付及びそのための借入れ
- (12) その他の目的を達成するに必要な事業

第2章 会員

(正会員の資格)

第 5 条 建設業者が岐阜県内において、建設業の振興のため組織する社団法人でなければ、本会の正会員となることができない。

(法人の構成員)

第 6 条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した公益社団法人及び一般社団法人であつて、第 8 条の規程により当法人の会員となった公益社団法人及び一般社団法人
なお、本会の正会員を構成する建設業者を普通会員と呼称する
 - (2) 賛助会員 この法人に功労のあつた者又は学識経験者で社員総会において推薦された者
- 2 前項の正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)における社員とする。

(会費)

第 7 条 正会員は社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 8 条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(任意退会)

第 9 条 正会員は、退会届を提出することにより、退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において正会員の四分之三以上の議決によりこれを除名することができる。

ただし、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を 1 年以上納入しないとき
 - (2) 本会の名誉を著しくき損し、又は本会の目的の達成及び業務の運営を妨げたとき
- 2 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総正会員が同意したとき
- (2) 当該正会員が解散したとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 資格を喪失した会員が既に納入した会費、その他の抛出金品は返還しない。

(賛助会員)

第13条 賛助会員に関する事項は、理事会で定め社員総会の決議を経なければならない。

第3章 役員

(構成及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とし、必要ある場合に常務理事を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法に規定する代表理事とする。
- 4 理事及び監事は、別に定めるそれぞれの候補者選出規程により選出し、社員総会の決議によって選任する。
- 5 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 6 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 6 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事が第14条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第17条 役員は社員総会の決議によって解任することができる。

第4章 社員総会

(法人の構成)

第18条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第19条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項を決議する。

- (1) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (2) 計算書類及び財産目録の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要事項

(招集)

第20条 定時社員総会は毎事業年度終了後3箇月以内に、臨時社員総会は必要に応じて随時、招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、その社員総会において出席会員の中から選出する。

(決議)

第22条 社員総会の決議は、この定款に別に定めるもののほか、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、正会員として決議に加わる権利を有しない。

(書面表決及び代理人)

第23条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人を定め表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の設置)

第25条 この法人に、理事会を設置する。

- 2 理事会はすべての理事で組織する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第29条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案につき書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第95条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。

第6章 名誉会長、相談役及び顧問

(名誉会長、相談役及び顧問)

第31条 この法人に名誉会長、相談役及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、相談役及び顧問は、重要事項について会長の相談及び諮問に応ずる。
- 4 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の求めに応じ、理事会に出席する。

第7章 協議員会及び委員会

(協議員会)

第32条 この法人に、協議員会を設置することができる。

- 2 協議員は、別に定める協議員規程により選出し、社員総会の決議によって選任する。
- 3 協議員会は、すべての協議員をもって構成する。
- 4 協議員会は、理事会から諮問された事項について意見を述べることを職務とする。
- 5 上記以外の事項については、別に定める協議員会規程による。

(委員会)

第33条 第4条に掲げる事業を推進するとともに、建設業に関する各種の事項を調査研究し、又は審議するためこの法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関する必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。
- 3 上記以外の事項については、別に定める委員会等設置規程による。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 職員は上司の命を受け事務に従事する。
- 3 事務局に関する規程は別に定める。

第9章 財産及び会計

(資産の管理)

第35条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 36 条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 38 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、定時社員総会の日までの間に係る暫定予算を調整して、これを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の規定により報告又は承認された書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第10章 定款の変更、解散及び残余財産

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において、総正会員の3分の2以上の議決を経なければ、変更することができない。

(解散)

第 42 条 この法人は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第 43 条 この法人は剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告)

第 45 条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 12 章 雑則

(委任)

第 46 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 号第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 39 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の会長は、小川弘とする。

理事及び監事候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県建設業協会の理事及び監事候補者を選出する方法を定めることを目的とする。

(理事候補者)

第2条 理事候補者の選出は、次のとおりとする。

(1) 正会員の代表者とする。ただし、専務理事及び常務理事は、学識経験者から選出することができる。

(監事候補者)

第3条 監事候補者の選出は、次のとおりとする。

(1) 正会員の構成員及び学識経験者から選出する。

(規程の変更)

第4条 この規程の変更は、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

1. 正会員

会 員 名	所 在 地
社団法人 岐 阜 土 木 工 業 会	岐阜市杉山町 2 番地
社団法人 岐 阜 県 西 濃 建 設 業 協 会	大垣市安井町 5 丁目 43 番地
社団法人 揖 斐 建 設 業 協 会	揖斐郡揖斐川町三輪 20 番地の 1
社団法人 美 濃 建 設 業 協 会	美濃市極楽寺 746 番地
社団法人 郡 上 建 設 業 協 会	郡上市八幡町殿町 18 番地の 1
社団法人 可 茂 建 設 業 協 会	美濃加茂市太田町 1874 番地
社団法人 多 治 見 建 設 業 協 会	多治見市下沢町 3 丁目 17 番地の 1
社団法人 恵 那 建 設 業 協 会	恵那市大井町 2087 番地の 276
社団法人 下 呂 建 設 業 協 会	下呂市萩原町羽根 2583 の 3
社団法人 高 山 建 設 業 協 会	高山市下岡本町 2344 番地の 6
社団法人 吉 城 建 設 業 協 会	飛 市古川町上野 682 番地
社団法人 岐 阜 県 建 築 工 業 会	岐阜市藪田東 1 丁目 3 番 5 号

2. 賛助会員

東 日 本 建 設 業 保 証 株 式 会 社 岐 阜 支 店	岐阜市藪田東 1 丁目 2 番 2 号 岐阜県建設会館内
財 団 法 人 建 設 業 福 祉 共 済 団	東京都港区虎ノ門 1 丁目 22 番 15 号 虎ノ門NSビル

協議員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岐阜県建設業協会の協議員及び協議員会に関する規定を定めることを目的とする。

第2章 協議員

(選出方法)

第2条 協議員の選出は、次の方法によるものとする。

- (1) 本会に入会した法人(以下「正会員」という。)は、正会員を構成する会員の中から本条第3項に定める人員を選挙等により選出する。
- (2) 前項の人員には、理事を含めないものとする。
- (3) 配当数の基準として、正会員を構成する会員が80者未満は2名、40者未満は1名とし、80者以上のときは1名を加算する。
なお、正会員を構成する会員数の基準日は、4月1日とする。

(任期)

第3条 協議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時協議員会の終結のときまでとする。また再任を妨げない。

第3章 協議員会

(開催)

第4条 協議員会は、定時協議員会として毎事業年度終了後3箇月以内1回開催するほか、臨時協議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第5条 協議員会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 協議員は会長に対して、協議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、協議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第6条 協議員会の議長は、出席協議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第7条 協議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する協議員を除く協議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(書面表決及び代理人)

第8条 やむをえない理由により会議に出席できない協議員はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の協議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第9条 会議の議事録は、次の事項を記載して議長がこれを作成し、議長及び出席した協議員の中からその会議において選出された議事録署名1人以上が押印しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 協議員の現在数
- (3) 会議に出席した協議員の数及び氏名
- (4) 議決した事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第4章 その他

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、社員総会の議決をもって行うものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。